

事業説明書

令和3年度

社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団
地域リハビリテーション支援センター
(神奈川県リハビリテーション支援センター)

令和3年3月

はじめに

地域リハビリテーションという概念はあらゆる面で地域社会を豊かにするためリハビリテーションの手法を活用し豊かな街づくりを目指すものです。

平成13年3月に神奈川県リハビリテーション協議会が設置され、神奈川県総合リハビリテーション事業団によって神奈川県内の地域リハビリテーション実態調査が行われました。その後、介護保険制度施行以降における神奈川県内の地域リハビリテーションの推進を目的にリハビリテーション連携指針を作成し、協議会より当リハビリテーション事業団が神奈川県リハビリテーション支援センターに指定され現在に至ります。具体的活動内容は後述する事業内容にお示しいたします。

障害のある方や高齢の方が地域社会で安心して暮らすため、さらにはあらゆるライフステージにおいて生活習慣病の予防や年齢に見合った体力を維持確保するために、地域社会を支える方々と共に介護方法の指導などの研修会の開催や、各施設における課題への訪問相談などのサービスを提供してまいりました。

平成29年9月には神奈川県地域リハビリテーション連携指針を改定し、包括ケアシステムの充実を念頭に置いて、日常から災害時も含めて懐の深い地域社会の構築に寄与すべく事業計画を推進しております。

在宅医療推進協議会におかれましても、神奈川県リハビリテーション支援センターをご活用いただければと思います。

令和3年3月

神奈川県リハビリテーション支援センター所長 村井政夫

目 次

1. 地域リハビリテーション支援センターの設立経緯	1
2. 地域リハビリテーション	1
3. 神奈川県地域リハビリテーションへの取り組み	3
4. 地域リハビリテーション支援センターの支援基本方針	5
5. 地域リハビリテーション支援センターの組織	5

【リハビリテーション専門研修】

【地域リハビリテーション支援に関連する活動】

1. リハビリテーション専門研修	8
2. 地域リハビリテーション支援関連活動	8
ア 「かながわ地域リハビリテーション支援連絡会」	
イ 地域医療介護連携会議等への参加	
ウ 保健福祉事務所への難病患者支援研修等の協力	
エ 養護学校での福祉用具体験会	

【神奈川県リハビリテーション支援センター事業】

1. リハビリテーションの相談対応・情報提供	10
ア リハビリテーション専門相談	
イ 情報提供	
ウ かながわりハビリテーション・ケアフォーラム	
2. リハビリテーション従事者等を対象とした研修	10

【高次脳機能障害支援普及事業】

1. 拠点機関の支援内容の概要	12
2. 神奈川県高次脳機能障害相談支援体制連携調整委員会	12
3. 相談支援	13
ア 個別相談支援の実績	
イ 巡回相談	
4. 研修会の開催	13
5. 神奈川県内の連携構築	14
ア 政令指定都市との連携構築	
イ 自立支援協議会との連携	
ウ 相談支援事業所との連携	
エ 就労支援機関との連携	
オ 当事者団体との連携	
6. 事例検討会	15
7. 高次脳機能障害支援機関ネットワーク連絡会	15
8. 国との連携	15
ア 全国高次脳機能障害相談支援コーディネーター会議	
イ 関東甲信越ブロック会議	
9. 県内研修会への講師派遣	15

1. 地域リハビリテーション支援センターの設立経緯

神奈川県では、平成 13 年 3 月に、国の「地域リハビリテーション推進事業」に基づき「神奈川県リハビリテーション協議会」を設置し、介護保険制度施行以降の地域におけるリハビリテーションの実施状況、実施体制、利用者のニーズ等について、平成 13 年 7 月から 10 月にかけて、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団に委託し、県内のリハビリテーション実施機関を対象に「神奈川県地域リハビリテーション実態調査」を行った。

この調査結果から明らかになった今後の課題と取り組みの方向性を踏まえ、地域における高齢者・障がい者等に対して、適切なりハビリテーションサービスの円滑な提供に向けて、関係機関の連携方策や全県的な立場で地域を支援する「神奈川県リハビリテーション支援センター」の指定等について協議を行い、地域におけるリハビリテーションの提供体制の整備に係る課題と今後の取り組みの方向性及び関係機関等の役割と連携方策のあり方を明らかにした「連携指針」を平成 14 年 5 月に策定した。

この「連携指針」に基づき、神奈川県は、平成 14 年 5 月 15 日に社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団を「神奈川県リハビリテーション支援センター」に指定した。

これを受け、当事業団では、平成 14 年 6 月に当該センターの業務を行う組織として新たに「地域支援センター」を設置し、神奈川県及び神奈川県リハビリテーション協議会と密接な連携を図りながら、地域におけるリハビリテーションの体制の充実を図るための業務を開始した。平成 28 年 4 月からは名称を「地域リハビリテーション支援センター」に変更した。

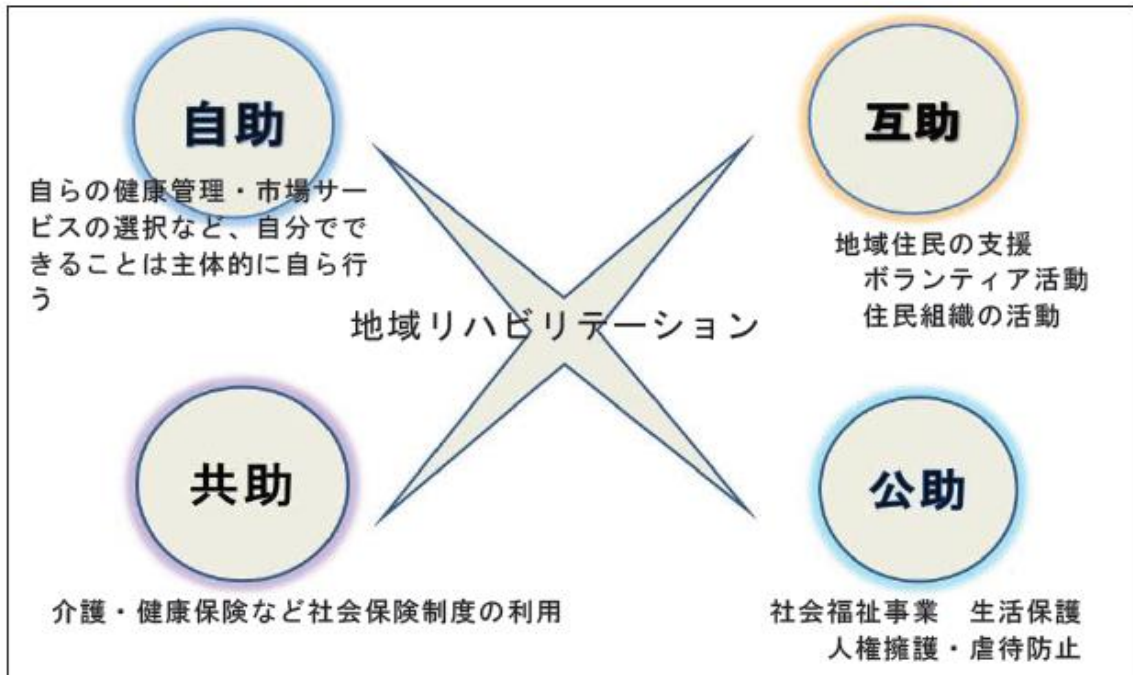
平成 29 年 9 月には「神奈川県地域リハビリテーション連携指針」が改定され、平成 30 年 4 月には「神奈川県保健医療計画」が改定された。この中で地域リハビリテーションの考え方や推進、関係各機関の役割などが示された。これによって神奈川県の委託事業である「神奈川県リハビリテーション支援センター」の役割が明確になった。

2. 地域リハビリテーション

地域リハビリテーションについて、平成 29 年 9 月に改定された「神奈川県リハビリテーション連携指針」の中で次のように述べている。

- 地域リハビリテーションとは、子供や成人・高齢者とその家族が、可能な限り住み慣れた地域で、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言います。
- また、地域リハビリテーションは、誰もがその地域社会で生活を続けていくために、ライフステージに合わせて本人あるいは当事者が自立をめざし、機能回復・維持、地域生活、就労などを支援する関係機関と住民も含めた地域社会がその人に必要な支援を行うことで成り立ちます。
- 加えて、地域リハビリテーションは、自身の主体的活動、地域住民の相互支援、社会保険制度の活用、公的支援制度の確立がかなめとなり、以下の概念により推進していきます。

(図 地域リハビリテーションの推進に向けた概念)



引用

神奈川県地域リハビリテーション連携指針(改定版)：神奈川県リハビリテーション協議会、平成 29 年 9 月

一方、国は高齢化社会に向けて 2025 年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制、すなわち地域包括ケアシステムの構築を目指している。また、地域包括ケアシステムは市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことを推奨している。

地域リハと地域包括ケアシステムともに、専門家の支援体制だけでなく、地域住民を含めた総合的な支援体制を作り出すことが必要とされ、最も難しく、成果が見えにくい活動であるとされている。また、地域リハと地域包括ケアシステムの具体的な活動は融合されてきているが、二つの活動の考え方が示されている。その概要を次頁の表に示す。

	地域リハビリテーション	地域包括ケア
生活圏域	・住み慣れたところ	・住み慣れた地域 ・小・中学校区レベル、人口1万人程度、30分でかけつけられる圏域
目標	・そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきと ・機能や活動能力の改善が困難な人々に対しても社会参加、生あるかぎり人間らしく	・安全 ・安心 ・健康
推進課題	1. 直接援助活動 ①障害の発生予防の推進 ②急性期～回復期～維持期リハの体制整備 2. 組織化活動(ネットワーク・連携活動の強化) ①円滑なサービス提供システムの構築 ②地域住民も含めた総合的な支援体制づくり 3. 教育啓発活動 ①地域住民へのリハに関する啓発 ※遅滞なく効率的に継続	①医療との連携強化 ②介護サービスの充実強化 ③予防の推進 ④見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護棟 ⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備 ※切れ目なく継続的かつ一体的に
支援体制	・医療や保健、福祉および生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織 ・地域住民も含めた総合的な支援	・医療と介護の専門職、高齢者本人や住民(ボランティア)等自助や互助を担うさまざまな人々

参考・引用文献

・澤村誠志、他(編)：地域リハビリテーション白書3. 三輪書店. PP2-13. 2013

3. 神奈川県地域リハビリテーションへの取り組み

神奈川県地域リハビリテーションへの取り組みを下記の表で示す。

ア リハビリテーション人材の養成及び専門相談の実施

事業	所管課	内容
リハビリテーション従事者等に向けた相談対応・情報提供	医療課	(内容) ・神奈川県リハビリテーション支援センターに委託し、次の事業を実施する。 ・リハビリテーション従事者に対するリハビリテーションに係る相談対応 ・ホームページ等を通したリハビリ提供施設、支援内容、従事者向け研修等についての情報提供 ・リハビリテーション従事者等からの要請に応じ、リハビリテーション利用者宅やリハビリテーション提供施設等にリハビリテーションに精通した専門職員等を派遣し、リハビリテーションに係る助言等について実践を交えながら行う。 ・地域支援機関等を巡回し、リハビリテーションを必要とする者に対し、適切な助言やリハビリテーションを実施する。
リハビリテーション従事者等を対象とした研修	医療課	(内容) ・神奈川県リハビリテーション支援センターに委託し、地域の支援機関が、リハビリテーションの相談・コーディネーターとして支援を行うことができるよう、リハビリテーション従事者向けの研修を行う。
高次脳機能障害支援コーデ	障害福祉課	①(内容)高次脳機能障害支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士、心理技術者等)を支援拠点機関に配

イネーターによる相談支援		置し、高次脳機能障害者の相談支援や地域の関係機関との調整等を行う。 ②(内容)高次脳機能障害者とその家族を対象に、巡回相談の要請があった場合に、自宅等への訪問相談を含めた個別相談を随時実施する。相談内容に応じて、支援拠点機関と関係機関等が連携して支援する。
高次脳機能障害の支援手法等に関する研修	障害福祉課	①(内容)自治体や関係機関の職員等を対象に、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、支援者の知識及び支援技術の向上を図る。 ②(内容)高次脳機能障害者を支援する施設・行政機関・民間団体等の要請に応じて、支援拠点機関のスタッフによる専門的技術支援を行う。その他必要に応じ高次脳機能障害支援事業所のネットワーク育成事業を行う。 ③(内容)相談支援従事者を始めとする支援者のスキルアップを図るため、事例検討会等を実施する。

イ 関係機関の連携

事業	所管課	内容
神奈川県リハビリテーション協議会の開催	医療課	(内容)リハビリテーションに係る課題、リハビリテーション連携推進のための指針、リハビリテーション支援体制の整備等について協議する。
高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会への参加	障害福祉課	(内容)全国高次脳機能障害支援普及拠点センターとなる国立障害者リハビリテーションセンターが開催する「高次脳機能障害支援普及事業支援コーディネーター全国会議」(年2回)に支援コーディネーター等を参加させ、全国の事業実施状況に関する情報収集、情報交換等を行い、高次脳機能障害者に対する支援手法等の向上を図る。

ウ その他

事業	所管課	内容
高次脳機能障害についての普及啓発事業	障害福祉課	(内容)高次脳機能障害及びその支援について、理解を促進するため、支援手法の開発や関係機関の連携体制構築等について、有識者や関係機関による検討委員会を設置し、検討を行うとともに一般の者を対象とする普及啓発事業を行う。

※平成31年度神奈川県リハビリテーション協議会(令和2年3月開催)資料を引用 (一部改変)

4. 地域リハビリテーション支援センターの基本方針

地域リハビリテーション支援センターは、高齢者および障がい者のみならず県民一人一人が心豊かに、生き生きと、安心して、地域で生活を送ることができる社会の形成を目指します。

1. 人権を尊重し、コミュニケーションを大切にし、リハビリテーションの専門的な視点から支援を進めます。
2. 自立した生活を目指したリハビリテーションの普及・啓発を行います。
3. 身近な地域におけるリハビリテーションサービスを担う人材の養成や研修を行います。
4. 医療・介護・福祉・教育等の地域リハビリテーションネットワーク構築に努めます。

5. 地域リハビリテーション支援センターの組織

地域リハビリテーション支援センターは、地域における高齢者・障がい者等へ適切なリハビリテーションサービスを円滑に提供するための業務を全県的な立場で行っている。このため二つの支援室を設置している。地域支援室と高次脳機能障害支援室である。

ア 地域支援室

リハビリテーション専門職、福祉・介護関係職員、医療関係職員の人材育成研修、地域リハビリテーション支援に関連する活動を行っている。県委託事業である神奈川県リハビリテーション支援センター事業も行っており、リハビリテーション情報の提供、リハビリテーション専門相談、人材育成、関係機関の連携を推進する業務等を行っている。

イ 高次脳機能障害支援室

高次脳機能障害支援普及事業(国事業)の委託を受けており、支援拠点機関として支援コーディネーター3名と心理判定員1名が配置されている。高次脳機能障害者への相談支援、普及啓発活動、研修事業等を行っている。

地域リハビリテーション支援センター令和3年度組織体制

所長			
副所長			
地域支援室 (本務4名+兼務9名)		高次脳機能障害支援室 (兼務7名)	
本務		兼務	
理学療法士	1名	医師	1名
作業療法士	1名	ソーシャルワーカー	4名
ソーシャルワーカー	1名	心理判定員	1名
事務職員	1名	職業指導員	1名
兼務			
医師	1名		
理学療法士	2名		
作業療法士	1名		
言語聴覚士	1名		
リハビリテーション エンジニア	1名		
ソーシャルワーカー	1名		
生活支援員	1名		
事務職員	1名		
計	13名	計	7名

リハビリテーション専門研修

地域リハビリテーション支援に関連する活動

1. リハビリテーション専門研修

医療・保健・福祉・介護専門職を対象とした研修で、二つの県委託事業を除き、平成 31 年度は、26 回の研修を企画した。結果、25 回実施し総受講者延数は 776 名であった。研修アンケートでの 4 段階評価の平均は 3.88 点であった。令和 2 年度の研修会は、新型コロナウイルスの影響で、当初 25 回の計画であったが 8 回の実施となった、さらに実技を中心とした研修は 1 回のみで、他はオンライン (Zoom) を利用した研修となった。総受講者延数は 72 名であった。4 段階評価の平均は 3.87 であった。(資料作成時点では 7 回の実施である。)

2. 地域リハビリテーション支援関連活動

ア 「かながわ地域リハビリテーション支援連絡会」政令市のリハセンターとの連絡会

平成 24 年度より横浜市総合リハビリテーションセンター、川崎市北部リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎、川崎市中部リハビリテーションセンター、相模原市更生相談所と情報交換等を目的に連絡会を継続して開催している。

令和 2 年度は、オンラインにて開催した。

イ 地域医療介護連携会議等への参加

- 1) 「神奈川県小児等在宅医療推進会議」(1 回)、「横須賀地域小児在宅医療連絡会」(2 回)
在宅療養を行う医療依存度の高い小児に対して医療福祉教育等の関係機関が連携し小児の在宅医療を支える体制を図ることを目的とした推進会議、および横須賀市における実務担当者会議に出席した。県小児等在宅医療推進会議は神奈川リハセンターより小児科医、地域リハ支援センター所長、横須賀地域小児在宅医療連絡会には当地域リハ支援センターのソーシャルワーカーが出席した。
- 2) 「自立支援協議会」(県、保健福祉圏域、市町村)
 - ・神奈川県障害者自立支援協議会 2 回
 - ・神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議 3 回

ウ 保健福祉事務所への難病患者支援研修等の協力

県内の保健福祉事務所に対し難病支援に関する会議や研修会等に協力している。

神奈川県リハビリテーション支援センター事業
(県の委託事業)

1. リハビリテーションの相談対応・情報提供

ア リハビリテーション専門相談

リハビリテーション専門相談は、リハビリテーションを必要とする高齢者・障害者が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、当支援センターの専門スタッフが市町村及び地域のリハ関係機関と協働して総合相談・情報提供・技術支援などの支援活動を実施するものである。目的は課題の解決のみならず、相談事例を通して医療・介護・福祉の連携を図ることで、地域の状況に応じたリハシステムの構築を目指すこととなる。地域の支援者との協働は地域におけるリハに関する相談や調整を行うリハコーディネーターの人材育成にも関与するものである。相談支援の活動では制度間の枠を超えた多職種・多機関による包括的アプローチを行うことで、地域にあるリハ資源を積極的に活用し、自立支援の観点の基本にしたケアプランや個別支援計画の作成などに寄与する。

平成31年度年度の相談件数は、新規150件、延300件であった。令和2年度は、新規59件延134件あった。(令和3年2月末)

相談依頼元は、障害者施設・居宅介護支援事業所・訪問看護事業所・本人家族・障害者相談事業所などである。具体的な内容は、神経筋疾患障害のコミュニケーションツールの導入や活用について・知的障害者の身体機能低下に対する訓練プログラムなどである。令和2年度は、相談件数の3割～4割において実際に訪問し対応している。

イ 情報提供

ホームページ上で県内のリハビリテーション関係機関情報、リハビリテーション専門研修の開催案内及び募集や、当支援センターで行っている事業の情報発信を目的に広報誌「地域リハビリテーション支援センターだより」を掲載し、広く情報の提供に努めている。今年度「地域リハビリテーション支援センターだより」はA3版両面で、研修や専門相談の事例紹介などを掲載した。令和元年度のホームページへのアクセス総数は45,829件、フェイスブックへのアクセス総数は9,610件であった。

ウ かながわりハビリテーション・ケアフォーラム

平成31年度に「第16回 かながわりハビリテーション・ケア府フォーラム」企画したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年度に延期して計画したが、中止となり企画を終えた。

2. リハビリテーション従事者等を対象とした研修

平成31年度は、小田原養護学校及び横須賀市立養護学校で研修会を行った。横須賀市立養護学校の研修会では、近隣の養護学校も参加し行った。また、児童及びご家族が参加できる機器体験会も併せて行った。

3. 地域リハビリテーションに関する調査等

リハビリテーション訪問相談終了後4か月後を目安に、相談の有効性に対するアンケート調査を実施している。

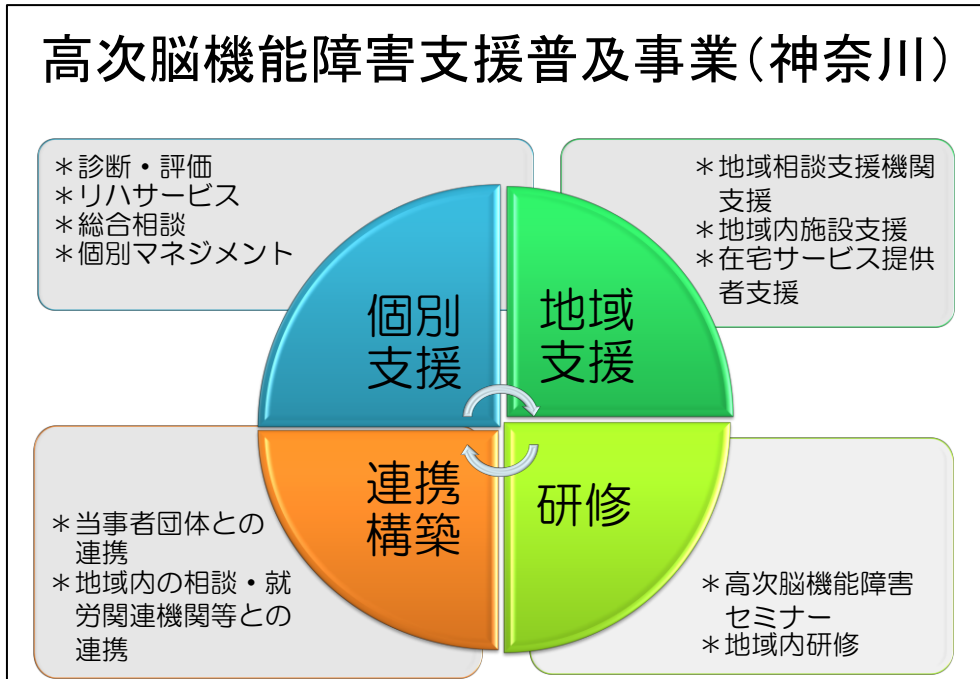
高次脳機能障害支援普及事業
(県の委託事業)

高次脳機能障害支援普及事業

障害者自立支援法に基づく 高次脳機能障害者の支援拠点機関として 高次脳機能障害支援普及事業を行っている。

1. 拠点機関の支援内容の概要（図1）

地域リハビリテーション支援センターでは、高次脳機能障害相談支援コーディネーター3名、心理士1名を配置し、個別支援、地域支援、研修、地域連携を柱とした事業を実施し



ている。

図1 高次脳機能障害支援普及事業

2. 神奈川県高次脳機能障害相談支援体制連携調整委員会（表15）

高次脳機能障害者に関する地域支援ネットワークの充実を図るため、神奈川県高次脳機能障害相談支援体制連携調整委員会を開催する。

表15 委員会の構成員（令和2年度）

区分	所属
学識経験者	神奈川県保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科
県の機関	健康医療局保健医療部県立病院課、福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 精神保健福祉センター、総合療育相談センター
国の機関	障害者職業センター
横浜市	横浜市総合リハビリテーションセンター
川崎市	高次脳機能障害地域活動支援センター
相模原市	障害政策課
当事者団体	NPO 法人脳外傷友の会ナナ
職域団体	医療ソーシャルワーカー協会、かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
サービス提供事業所	愛名やまゆり園
リハセンター	地域リハビリテーション支援センター所長ほか4名
計	17名

3. 相談支援

ア 個別相談支援の実績

相談件数は平成 31 年度 215 件、令和 2 年度は 154 件であった。相談割合では、「本人・家族」、「医療機関」全体の 7 割を占めている状況である。相談内容は、経済・制度利用、生活課題への対応、家族支援、就労・教育等、福祉サービス・社会しえ現、リハ訓練などである。

イ 巡回相談

藤沢（家族会）、大和（家族会）、小田原（家族会）、相模原（当事者会・家族会）、ふくじゅ（家族会：伊勢原市）へ継続して参加している。当事者・家族同士によるピアカウンセリング、地域の相談支援専門員、専門機関の参加により、身近な地域で相談を受けられる体制が整いつつある。

4. 研修会の開催

高次脳機能障害への普及啓発を目的としたセミナーを年 4 回のセミナーを実施している。各セミナーについては、一般者を対象とした「高次脳機能障害セミナー（理解編）」、専門職種を対象とした「高次脳機能障害セミナー（実務編）」、就労支援機関の活用方法理解を目的とした「高次脳機能障害セミナー（就労支援編）」、小児への理解と対応の理解のための「小児後天性脳損傷編」を実施している。

5. 神奈川県内の連携構築

ア 政令指定都市との連携

高次脳機能障害支援普及事業は全県域を対象としてはいるが、横浜市、川崎市の政令指定都市は独自の高次脳機能障害支援事業を展開している。それぞれにリハビリテーションセンターが核となり、相談、生活訓練、就労支援などの実績を積んできたが、県内での高次脳機能障害者への支援のながれにもれのないように、また地域情報や資源の開拓などを共有しながら相談のシステム化を図っていくために、20 年度より県・横浜・川崎の高次脳機能障害支援機関連絡会議を年 3 回実施している（26 年度より年 2 回の開催）。なお、22 年度より政令指定都市となった相模原市障害政策課が加わっている。

イ 自立支援協議会との連携

高次脳機能障害支援普及事業は障害者総合支援法の地域生活支援事業に準拠している。その中の第 78 条の「都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、(略) 特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。」にあたり、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの構築を担うものである。したがって、県下圏域の自立支援協議会に参画をし、地域の支援機関と連携をしながら高次脳機能障害者の個別の相談やサービス利用へのコーディネートをはかるとともに、行政への福祉計画への参画といった側面もあり重要と位置づけている。

ウ 相談支援事業所との連携

高次脳機能障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、日々の暮らしのなかで抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。拠点機関である地域リハビリテーション支援センターと、生活の基盤となる地域の機関が密な連携をとることで切れ目のない支援の展開を目指すことができる。

一方、高次脳機能障害者支援は従来の身体、精神、知的による障害者手帳の種類には分

類しきれない新たな障害分野ともいわれ、専門的な知識や医療情報とともに相談を受ける側の対人技術も必要とされる面がある。拠点機関が地域の相談支援事業所とともに支援に取り組んでいくことは、専門機関として支援の技術の伝達とともに、支援の地域格差が起これないような取り組みが必要とされているためである。そして、高次脳機能障害者がどこに相談に行っても必要な医療や福祉サービスや制度の活用につながるができるように、支援者側はネットワークをもつことが重要であり、ここに自立支援協議会のもつ意味も大きいといえる。

エ 就労支援機関との連携

1) 神奈川リハビリテーション病院内の職業リハビリテーション

神奈川リハビリテーション病院はリハ部門に職業リハを担当する職能科があり、入院・外来者に職業リハを提供している。自立支援法下の機関ではないため、入院中や退院早期の段階から関わり、復職や新規就労などに向けた職業リハの訓練計画を組んでいる。高次脳機能障害者の就労支援は病状や体力の安定、生活の安定、対人技能や就労意欲、作業能力向上など医療リハの段階から、時間経過とともに回復状況に応じた職業的リハビリが必要である。高次脳機能障害者を対象とした院内プログラムの1つに「通院プログラム」がある。障害認識へのアプローチを図りながら社会適応力を高めていくグループワークであり、就労を目指す前段階のリハプログラムとして考えられる。また、職能科には院内の模擬職場、実際の職場を復職に向けたリハビリの場として活用する職場内リハも実施している。

2) 就労支援機関

県内には公共職業安定所をはじめ、神奈川障害者職業センター、障害者雇用促進センター、障害者就業・生活支援センター、地域就労援助センター等複数の就労支援機関があり、当神奈川リハセンターとも常に連携、協働の関係にあるといえる。医療リハの段階からジョブコーチ活用や職場定着のプロセスに至るまで、就労支援の流れをそれぞれの専門機関が連携して繋げていくことは重要である。そのために支援機関とのネットワークは欠かせない。

毎年、高次脳機能障害への普及啓発を目的としたセミナーを年4回開催しているが、そのうちの1回は「就労支援編」として各関係機関の参加を得て研修を組んでいる。

オ 当事者団体との連携

家族と連携した支援活動としては、協働事業室の運営、啓発等を目的にした地域内研修の共催および相互協力などがある。

協働事業室は、平成14年度に神奈川リハビリテーション病院内に設置され、運営はNPO法人脳外傷友の会ナナ（以下「ナナの会」）の協力を得て、事業が開始された。協働事業室では、ナナの会の家族ボランティアスタッフがピアサポート（火～金）や教材を活用した学習活動（週1回）、当事者の集いなどの支援を実施している。ピアサポートでは、入院・外来者以外の当事者・家族からの相談も寄せられており、相談内容によっては、家族ボランティアスタッフが支援コーディネーターに相談を依頼する連携が行われている。

また、高次脳機能障害者の支援では、家族支援が重要であるため、支援コーディネーター等が協働事業室のピアサポート事業を支援対象者に紹介する機会が多々ある状況である。協働事業室でピアサポート支援を受けた家族からは、家族ボランティアのサポートが心の支えになっているとの評価を受けている。

6. 事例検討会

高次脳機能障害支援では、医療・障害福祉・介護保険・就労支援機関の連携が不可欠である。また実際の支援に際しては、社会制度を活用しつつ、回復過程に沿って社会資源を

利用していくといった長期的な支援が要される。そのため、地域内での多職種参加型事例検討会を行うことで、各職種の特性を理解しつつ、顔が見える関係を築いたうえで、各支援者が役割分担をしつつ連携した支援が展開できる支援技術を身につけることを目的として、年6回を目途に開催している。

7. 高次脳機能障害支援機関ネットワーク連絡会

神奈川県内には、利用する対象者を高次脳機能障害に特化した相談支援事業所・通所機関や、特化はしていないが高次脳機能障害支援を積極的に取り組んでいる事業所がある。現状では、それらの機関に地域内の高次脳機能障害に関する様々な相談が寄せられており、直接支援のみならず、間接支援（事業所支援・支援者支援）の役割も担っている。そのような状況の中、各機関が実践している支援や相談等に関する情報を交換・共有することで、各機関の連携強化やネットワーク化を図り、神奈川県内の高次脳機能障害支援技術の向上に寄与することを目的として、県内の事業所（15事業所）と行政機関（1機関）が参集して年2回開催している。

8. 国との連携

ア 全国高次脳機能障害相談支援コーディネーター会議

高次脳機能障害支援コーディネーターは、その役割は高次脳機能障害者への一貫した支援の実施と地域の実情に即した支援体制の構築、またエビデンス（根拠）の蓄積と分析が求められる。全国の各支援拠点機関に配置されているコーディネーターは勤務形態、人口比による必要人数も様々であり、職種もソーシャルワーカー、臨床心理士、言語療法士や作業療法士等々多領域にわたる。

H21年度より支援コーディネーター全国会議が開催され、高次脳機能障害者支援に関する知識や制度利用について等々、支援コーディネーターの職務の向上と支援施策の均てん化を図るため研修を実施している。

イ 関東甲信越ブロック会議

厚生労働科学研究費補助金こころの研究科学研究事業「高次脳機能障害者の地域生活支援の推進に関する研究」は高次脳機能障害支援普及事業と有機的に組み合わせ、地方自治体における支援ネットワーク構築の推進にあたる。全国を10の地域ブロックに区分し、地域ごとにブロック会議を開催することにより全国都道府県に支援拠点機関を設置することを促進し支援体制を普及定着することを目的とする。その全体会議は全国連絡協議会にあわせて開催される。

関東甲信越・東京ブロックは東京、茨城、埼玉、千葉、神奈川、長野、栃木、群馬、新潟、山梨の10都県の支援拠点機関および各県の主管課等が参加している。ブロックの会議を通じて各都県の事業実施状況等を情報交換するとともに地域支援ネットワークの構築に必要な協議を行っている。なお、本会議は事業終了に伴い、H26年度で終了となったが、H27年度以降も各都県の持ち回りにて継続していくこととなった。また、H29年度より、実施要項に「5広域自治体間連携」が追加され、各ブロック会議の予算が位置づけられた。

9. 県内研修会への講師派遣

高次脳機能障害がある方への支援などについて講演を行っている。

令和3年度 事業説明書

編集(令和3年3月)

社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団

地域リハビリテーション支援センター

(神奈川県リハビリテーション支援センター)

〒243-0121 神奈川県厚木市七沢 516

TEL 046-249-2602 fax 046-249-2601